

## 1 経済の好循環

### (3) 生産性の向上 ⑧DMOによる観光地経営の推進

#### 国への提案事項

観光立国推進基本計画においても、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」を重視しており、各地域において観光地経営を担うDMOの果たすべき役割は極めて重要となっている。大阪・関西万博など世界規模のイベント開催等を追い風に更なる誘客促進に向け、DMOの安定的な活動を支えるための財政的基盤の強化が急務である。

1 観光地経営を実際に行っているDMOを含む地方の観光振興施策に、自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を継続的に地方に配分すること

2 広域連携DMOが、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、法的枠組みを整備すること

- 具体的には、複数の自治体にまたがる海外DMOで取り入れられているTID制度を参考に、次の点を踏まえ、地域再生エリアマネジメント負担金制度の制度改正を行うこと
  - ・ 地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付等の事務は、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県または地域公共団体の組合が事務主体となれるよう制度を拡充すること
  - ・ 活動期間が5年を超える場合にも制度を活用できるよう更新手続きを規定すること

【提案先省庁：内閣府、観光庁】

## 現 状

- 国においては、世界水準のDMOの形成・育成に取り組んでおり、DMO(※1)を核とする観光・ブランドづくりを推進。  
 ※1:登録DMO:312法人、候補DMO:35法人が登録を受けている。(2025年3月現在)
- (一社)せとうち観光推進機構のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、コロナ禍前の過去最高を記録した2019年を大幅に超えた。(一社)山陰インバウンド機構のエリア内の外国人延べ宿泊者数は、前年を大幅に上回ったものの、コロナ禍前の水準には達していない。  
 ◆広域連携DMOが事業を取り組むエリアの外国人延べ宿泊者数の推移 (出典:観光庁「宿泊旅行統計調査」)

広域連携DMO名	対象エリア	外国人延べ宿泊者数 (人)			2024年 /2019年 (%)	2024年 /2023年 (%)
		2019年	2023年	2024年 (速報)		
せとうち観光推進機構	兵庫・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛	4,401,650	3,665,390	5,635,300	128.0%	153.7%
山陰インバウンド機構	鳥取・島根	288,690	124,250	226,780	78.6%	182.5%
【参考】全国数値	47都道府県	115,656,350	117,751,450	163,598,990	141.5%	138.9%

- 「国際観光旅客税」の徴収が開始(2019年1月)され、2024年度は約402億円の予算が計上されているが、DMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。
- 国において、有識者から成る「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」を設置し、中間とりまとめを公表(2019年3月)。とりまとめ等を踏まえDMOの登録制度に関するガイドラインが改正され、令和7年にも改正を予定しているものの(※2)、広域連携DMOの実情を考慮したものではない。

※2: ガイドラインでは、財源について、「条例による特定財源の確保を目指すことが望ましい」とし、特定財源として地方税(宿泊税、入湯税等)、負担金を挙げているが、活動エリアが複数の都道府県をまたがる広域連携DMOでは、条例化に対する意思決定や調整などの手続が煩雑になり、現実的ではない。  
 また、地域づくりのための持続的な財源を確保する海外の取組として、税・負担金方式を挙げ、「観光地づくりのための安定的な財源を創出する上では有効な取組と考えられる」とTID制度の活用を示唆しているものと考えられるが、活動エリアが自治体の区域をまたがるDMOの場合は、現行の法制度(地域再生エアマネジメント負担金制度)の下では、非常に困難。

## 関係法令の施行

- 国際観光旅客税法が成立し、2019年1月7日から国際観光旅客税の徴収<sup>(※3)</sup>を開始

※3: 日本から出国する旅客(国際観光旅客等)から徴収(出国1回につき1,000円)。2025年度は約441億円を予算計上。

◆ 国際観光旅客税法(2019年1月7日施行)

次の3つの分野に国際観光旅客税の税収を充当。

- ①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度の向上

- 地域再生法が一部改正され、地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設

◆ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(2018年6月1日施行)

- ①市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収。
- ②受益者から徴収した費用を、市町村がエリアマネジメント団体に交付。
- ③エリアマネジメント団体が活動を実施。

(注)海外のDMOは、安定的・継続的な運営を行うために、BID制度を活用したTID制度<sup>(※4)</sup>の分担金を徴収し、観光地経営を実施。

※4:先進DMOが多くある米国では157地区で制度を導入し、観光地経営を行っている。

BID:Business Improvement District ビジネス改善地区

主に商業地区において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み

TID:Tourism Improvement District 観光産業改善地区

DMOを始めとする事業者(TID団体)が観光地経営を行うために、エリア内の宿泊事業者の合意の下、宿泊収入から一定割合の賦課金を徴収する制度

## 課題

### ● DMOが安定的・継続的な運営を行う上での課題

- ①広域連携DMO、地域連携DMOには安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがない。
- ②事業費は、構成する自治体からの負担金や国費に依存しており、安定した財源の確保が必要。
- ③DMOが対象となる国の支援事業やメニューの数は増加しているものの、多言語表記やトイレ整備等、市区町村エリアでの受入環境整備など、活動エリアが複数都道府県にまたがる広域連携DMOには馴染まないものが多く、広域DMOに求められる役割と国の支援制度にミスマッチがある。
- ④構成する民間企業及び行政によるガバナンスは確保されているが、構成員以外はフリーライダーとなる可能性がある。

### ● 国際観光旅客税の使途についての課題

- ①国際観光旅客税のうち、観光地経営を実際に担っているDMOへの支援やDMOを核とする施策に充当されているものはごく一部にとどまる。
- ②その内容も、人材育成支援といった側面支援的で、DMOの自由度が低いものとなっており、観光地経営を実際に担うDMOの創意工夫を十分に生かせるものとなっていない。

### ● DMOが地域再生エアマネジメント負担金制度を活用する上での課題

- ①市町村域及び県域にまたがるエリアをマネジメントするDMOが本制度を活用する場合、活動計画の認定・負担金条例の制定等に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続きが煩雑になり、実務上活用が困難である。
- ②計画期間が5年を超えないものに限るため、5年を超える長期的な施策展開への活用ができない。